

川越市週休2日制モデル工事試行要領（土木工事）

（趣旨）

第1条 この要領は、建設業界における技術者の離職対策や若年者が入職しやすい職場環境づくりを支援し、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の育成・確保を目指すための取組として、本市発注の土木工事において「週休2日制モデル工事」（以下「モデル工事」という。）を試行するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「週休2日」とは、契約工期のうち対象期間において、4週8休（8日／28日、28.5%）以上の現場閉所を行うものをいう。

2 この要領において「土木工事」とは、土木工事標準積算基準書（埼玉県）、水道施設整備費に係る歩掛表及び土地改良事業等請負工事積算基準のいずれかを適用する工事をいう。

3 この要領において「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要となる作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通じて現場が閉所された状態をいう。

（対象期間）

第3条 モデル工事における対象期間は、契約工期のうち現場施工期間（現場施工着手日から現場施工完了日まで）とする。

2 年末年始（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ設定する期間は対象期間に含むが、現場閉所日にはカウントしないものとする。

3 現場閉所は、現場施工着手日から28日ごとに計画及び実績を確認するものとし、7日に満たない最終週は対象期間から除くものとする。

（休日）

第4条 休日は、原則として土曜日及び日曜日とするが、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日等を充てることもできる。

- 2 降雨、降雪、猛暑等の天候の影響による予定外の現場閉所日は、休日を含めることができるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定を含め、監督員に報告するものとする。
- 3 地元対応等をやむを得ず休日に作業が生じる場合には、原則として作業日の前後7日以内に振替休日を取得するものとする。
(対象とするモデル工事)

第5条 モデル工事の対象は、工事の種別、規模等を勘案し、発注者が選定するものとする。ただし、次に掲げる工事は除く。

- (1) 機械設備工事
- (2) 竣工時期や現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事
- (3) 緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）
- (4) 単価契約方式による工事
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、週休2日の実施が困難な工事
(発注方式)

第6条 モデル工事の発注は次に掲げるいずれかの方式によるものとする。

- (1) 発注者指定型
- (2) 受注者希望型
- 2 発注者は、モデル工事の発注に当たっては、別記「入札公告等、特記仕様書への「週休2日制モデル工事」である旨の明示」に基づき入札公告等に発注方式を明示するものとする。
(工期の設定)

第7条 発注者は、契約工期の設定では、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間として、14日を上乗せするものとする。

- 2 契約工期の変更理由が、次に掲げる受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議のうえ、適切に工期の変更を行う。
 - (1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じたとき。

- (2) 著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生したとき。
- (3) 工事中止や工事一時中止により、全体工程に影響が生じたとき。
- (4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じたとき。
- (5) その他特別な事情により、全体工程に影響が生じたとき。

(経費の補正)

第8条 発注者指定型においては、当初の予定価格において、別表に掲げる4週8休以上の経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

- 2 受注者希望型においては、当初の予定価格において、経費補正は行わず、施工後に現場閉所の状況を確認し、閉所状況に応じ別表に掲げる経費にそれぞれの補正係数を乗じて契約変更を行う。

(実施方法)

第9条 発注者は、入札公告等、特記仕様書にモデル工事である旨を明示する。

- 2 受注者希望型の場合、受注者は、契約後速やかにモデル工事の実施の意向について、発注者と協議を行い、週休2日制モデル工事実施届(様式第1号)を提出する。

- 3 モデル工事の実施は、次のとおりとする。

(1) 現場施工着手前

ア 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

イ 受注者は、現場施工着手日から28日分の休日取得計画書(様式第2号)を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。

ウ 受注者は、モデル工事である旨を公衆の見やすい場所に明示する。記載内容は次の記載例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

< 記載例 >

週休2日制モデル工事

この工事は、建設産業の就労環境を改善するため、週休2日の確保に取り組むモデル工事です。

発注者 川越市

受注者 ○○○建設(株)

(2) 現場施工期間中

- ア 受注者は、翌28日分の休日取得計画書を当該休日取得計画書の初日となる日の7日前までに提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。
- イ 前号イの規定又はアの規定により提出した休日取得計画書の計画期間終了後7日以内に、休日取得実績書（様式第3号）を提出するとともに、現場閉所を確認できる資料（作業日報等）を提示し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。
- ウ 天候の影響や地元対応等により、休日の振替を行う場合は、原則として、事前に工事記録を提出し、発注者の承認を受けるものとする。ただし、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後報告でも可とする。
- エ 発注者は、休日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には、川越市ワンデーレスポンス実施要領（平成28年4月1日施行）に基づく円滑な実施に努める。
- オ 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。
- カ 現場着手後、やむを得ずモデル工事の取り組みができなくなった場合は、発注者と協議のうえ、週休2日制モデル工事実施届を提出し、モデル工事の対象外とすることができる。

(3) 現場施工完了後

- ア 受注者は、現場施工完了日から3日以内かつ工事完成通知書提出予定日の21日前までに、最終の休日取得実績書を提出するとともに、現場閉所を確認できる資料（作業日報等）を提示

し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。

イ 発注者は、現場閉所の達成状況に応じて、前条に定める経費について必要となる契約変更を行う。ただし、アに規定する提出期限内に休日取得実績書等の提出がなかった場合には、モデル工事を履行できなかったものとして扱う。

(工事成績評定)

第10条 発注者は、受注者の現場閉所の履行実績に応じ、工事成績評定にある「2 施工状況 II 工程管理」及び「5 創意工夫 I 創意工夫」で評価する。

2 4週8休以上の現場閉所が確認された場合、「5 創意工夫 I 創意工夫」での加点評価は1とする。ただし、履行できなかった場合においても、減点しないものとする。

(アンケート調査)

第11条 受注者は、工事完成日の翌日から14日以内に、別に定めるアンケート調査に回答するものとし、下請負人にも回答するよう指示するものとする。

(その他)

第12条 その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月10日から施行する。

別表（第8条関係）

現場閉所状況 （現場閉所率）	4週8休以上 （28.5%以上）	4週7休以上4週8休未満 （25.0%以上28.5%未満）	4週6休以上4週7休未満 （21.4%以上25.0%未満）
労務費※	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

※ 労務費分が明らかになっていない市場単価等については、補正の対象としない。

別記「入札公告等、特記仕様書への「週休2日制モデル工事」である旨の明示」

< 入札公告 >

1 入札対象工事

(5) その他

本工事は「週休2日制モデル工事（※型）」の試行対象工事である。

< 特記仕様書 >

・ 週休2日モデル工事

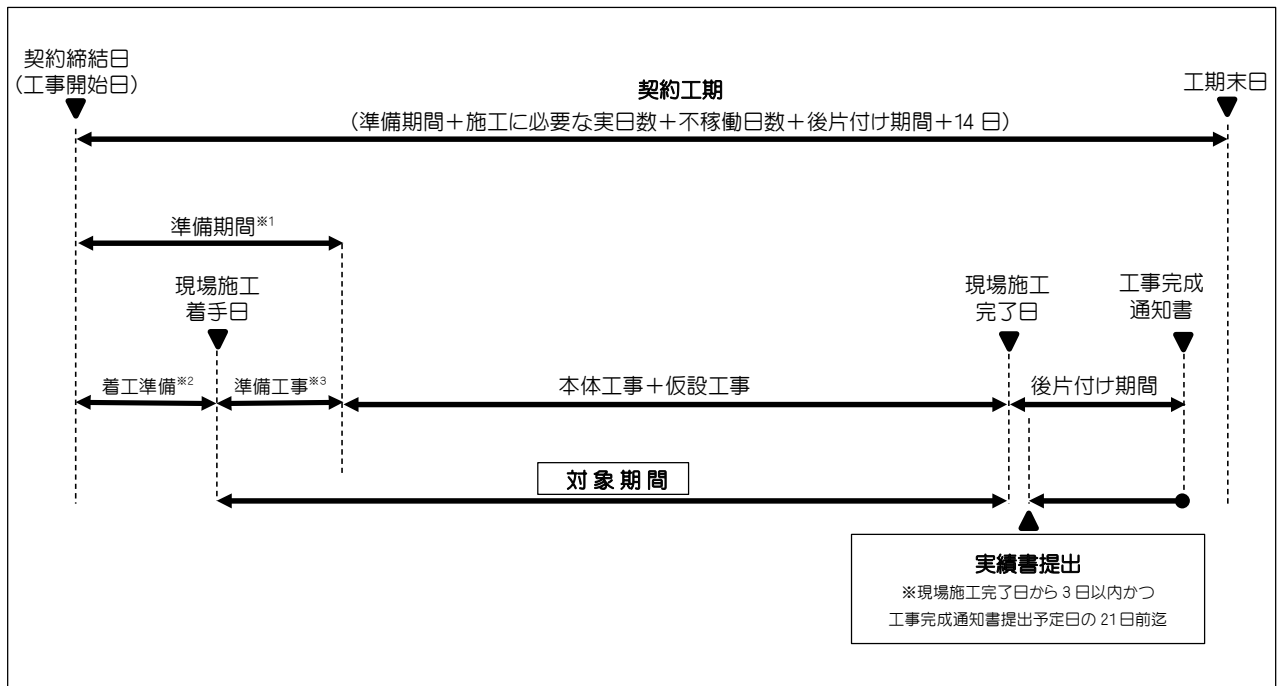
本工事は「週休2日制モデル工事（※型）」の試行対象工事である。試行の実施は、川越市週休2日制モデル工事試行要領（令和〇〇年〇〇月〇〇日施行）によるものとする。試行要領は、川越市総務部技術管理課ホームページで確認のこと。

川越市総務部技術管理課ホームページ

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/shisei/kakukanogoaannai/somubu/gijutsukanri.html>

※ 発注方式により、「発注者指定」もしくは「受注者希望」を記入

< 参考 >



- ※1 準備期間 …… 労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間
- ※2 着工準備 …… 労務、資機材の調達
- ※3 準備工事 …… 準備期間内の調査、測量、現場事務所の設置等、現地での準備作業を含む